

晴嵐学区防犯推進協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、晴嵐学区防犯推進協議会（以下、「本会」という）と称し、事務局を晴嵐市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民生活に危害を及ぼす犯罪、事故及びあらゆる暴力を未然に防止するため、学区内の自主安全活動に努め、もって安全安心のまちづくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、学区自治連合会長、自治会長、地域安全連絡所代表者、地域安全委員及び関係機関、団体、事業所並びに本会の目的に賛同する個人をもって構成する。

2. 各専門部の構成は、別表のとおりとする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)警察及び大津市等関係機関、団体と連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2)地域安全パトロール、防犯診断等の計画、実施に関すること。
- (3)防犯意識及び暴力団排除意識の高揚のための広報、啓発学習活動の実施に関すること。
- (4)晴嵐広報パトロール車の維持管理及び運行に関すること。
- (5)その他、自主安全活動に必要な活動に関すること。

(専門部)

第5条 本会の事業を円滑に運営するため、次の専門部を置く。

- ①地域安全部 ②巡回啓発部 ③暴力排除部

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名	会 計	1名
副会長	若干名	事務局長	1名
理 事	若干名	事務局次長	1名
部 長	各1名	監 事	2名
副部長	各部若干名		

(役員を選出)

第7条 会長及び監事は総会において選出する。

2. 副会長、理事、会計、事務局長、事務局次長並びに副部長は会長が委嘱する。
3. 副会長は会長が指名する専門部長を兼務する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3)理事は、本会の運営に必要な諸事項を審議する。

- (4)会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5)事務局長は、本会の事務を担当する。
- (6)事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (7)部長は、担当の専門部を総括する。
- (8)副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (9)監事は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第10条 本会に参与を置くことができる。

2. 参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
3. 参与は、本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会、役員会、および専門部会議とし、会長がこれを招集する。

2. 総会は、毎年1回開催するものとし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。
3. 理事会は、監事を除く役員をもって構成し、会議は必要に応じて開催するものとする。
4. 役員会は、理事及び監事を除く役員で構成し、必要に応じて開催するものとする。
5. 専門部会は、各部が必要に応じて開催するものとする。

(議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の時は議長が決するところによる。

(会計)

第13条 本会の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(委任)

第14条 本会則の定めがない事項について必要あるときは、会長が理事会に諮り、決定することができる。

- 付則
1. 晴嵐学区防犯対策推進協議会会則、晴嵐学区地域安全連絡会会則、及び暴力排除推進協議会晴嵐支部会則は、平成19年6月22日付けをもって廃止する。
 2. この会則は、平成19年6月22日から施行する。
 3. 第5条に規定された専門部のうち「地域安全部」は「晴嵐学区地域安全連絡会」、「巡回啓発部」は「晴嵐学区防犯対策推進協議会」、「暴力排除部」は「暴力排除推進協議会晴嵐支部」にそれぞれ名称の読み替えをすることができる。
 4. この会則は、平成23年5月23日一部改正し施行する。